

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
I・セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・コンクリート・コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	① アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材) 第1部：高炉スラグ骨材 JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材) 第2部：フェロニッケルスラグ骨材 JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材) 第3部：銅スラグ骨材 JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材) 第4部：電気炉酸化スラグ骨材 JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材)	○
			③ 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下、舗装コンクリートは35%以下 但し、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○
			④ 骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 jis A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ骨材 5.0%以下 それ以外(砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂(粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ骨材7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外(砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
I・セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)			⑤ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			⑥ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。				
			⑦ 骨材中の粘土塊量	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。				
			⑧ 硫酸オトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以下および産地が変わった場合。				
			⑨ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上				
			⑩ ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)					
			⑪ 練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書 C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。			上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書 C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。			その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認	
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・覆工ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	製造（プラント）	その他	① 計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 水和材：±2%以内 （高炉スラッグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レデューミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			② ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレデューミクスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	○	
			③ 細骨材の表面水率試験	連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○
			④ 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1111 JIS A 1125	設計図書による	2回/日以上 1回/日以上	レデューミクスコンクリート以外の場合に適用する。	○	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コーティングダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	① 塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができ、(1)試験の測定回数(3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCF-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
			② 単位水量測定	「レディミクストの品質確保について」	1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 3) 配合設計士20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計士15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができ、再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合； 2回/日（午前1回、午後1回）、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリート覆工ダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	③	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm (コンクリート舗装の場合) スランブ2.5cm：許容値±1.0cm (道路橋床版の場合) スランブ8cmを標準とする。	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて10～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時、ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミックスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。 道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またはレディミックスコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 		
			④	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて10～150m³ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7・・・3個、σ28・・・3個)とする。 早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。 		
			⑤	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> 荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時 		
その他		①	コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> 打設日1日につき2回(午前・午後)の割合で行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模工種で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上。またはレディミックスコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 コンクリート舗装の場合には、曲げ強度試験を適用する。 		
			②	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。			
			③	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメン ト・コン クリ ート(転 圧コン クリ ート・ コ ート コン クリ ート ダ ム・ 覆 工 コ ン クリ ート ・ 吹 付 け コ ン クリ ート を 除 く)	施工後試験	必須	① ひび割れ調査	スケールによる測定	0. 2 mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁(ただし、プレキャスト製品は除く。)・内空断面積が2.5 m ² 以上の鉄筋コンクリート・トカバルパート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さ3 m以上の堰・水門・樋門を対象とし、構造物と他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底板等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。	
			② テストハントママーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカナルバルパート類、トンネルについては目地間(ただし1.00 mを超えない範囲内では、1.00 mを超えた箇所以降は、3.0 m程度に1箇所)で行う。その他の構造物については強度が同じプロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5カ所実施。材料齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5 m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が2.5 m ² 以上の鉄筋コンクリート・カナルバルパート類、橋梁上・下部工、トンネル及び高さ3 m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただし、プレキャスト製品は除く。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
	その他		① コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
② 配筋状態及びひび割れ				「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	
③ 強度測定				「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	「非破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 ガス圧接	施工前試験	必須	① 外観検査	<p>・ 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がりが 焼き割れ 折れ曲がり 等</p> <p>・ ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等</p>	<p>熱間押接法以外の場合 ① 軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。 ② ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。 ③ ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。 ④ ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下 ⑤ 折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥ 著しいたれ下がりがり、へこみ、焼き割れがない。 ⑦ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押接法の場合 ① ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない ② ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2D以上 ③ 鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④ その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。</p>	<p>・ モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1) 直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・ 手動ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・ 特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・ 自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</p> <p>(2) 直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合は 手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押接法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</p>	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2 ガス圧接	施工後試験	必須	① 外観検査	<ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみの長さ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 	<p>熟間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが1.1D以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれがD/4以下</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない。</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熟間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、線状きず、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。 	<p>熟間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は下記による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。 	試験成績表等による確認
			② 超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> 各検査ロットごとに30%以上（30個以下）のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1箇所以下の時はロットを合格とし、2箇所以上のときはロットを不合格とする。 ただし、合格判定レベルは基準レベルより24db感度を高めたレベルとする。 	<p>超音波探傷検査は技取検査を原則とする。技取検査の場合は、各ロットの30箇所とし、1ロットの大きさは200箇所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は、以下による。 不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。 	試験成績表等による確認

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
3 既製杭 工	材料 施工	① 必須	① 外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）	目視	目視により使用上有害な欠陥（鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など）がないこと。 【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下	設計図書による。		○
			② 鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	われ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。但し、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。		
			③ 鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。（20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）		
		その他	① 鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20箇所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から深傷し、その深傷長は30cm/1方向とする。（20箇所毎に1箇所とは、溶接を20箇所施工した毎にその20箇所から任意の1箇所を試験することである。）	中掘工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。	
			② 鋼管杭・コンクリート杭（根固め）水セメント比試験	比重の測定による水セメント比の推定	設計図書による。 又、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（中掘り杭工法）、60%（プレポーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法）とする。	試験の採取回数は一様に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。		
			③ 鋼管杭・コンクリート杭（根固め）セメントミルクの圧縮強度試験	セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験 JIS A 1108	設計図書による。	供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。尚、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。	参考値：20N/mm ²	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認	
4 下層路盤	材料	必須	① 修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-5	粒状路盤：修正CBR20%以上（クラックシヤラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上） アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラックシヤランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 ・相模原市・・・40cm	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○	
			② 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前		○
			③ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
			④ 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧[4]-16	1.5%以下		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・CS：クラックシヤラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
			⑤ 道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし		・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																																											
4 下層路盤	材料	その他	① 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュチャランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> 再生クラッシュチャランに適用する。 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○																																											
				舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径53mm以下の場合のみ適用できる。	<p>最大乾燥密度の93%以上 X₁₀ 95%以上 X₆ 96%以上 X₃ 97%以上 歩道箇所：設計図書による</p>	<ul style="list-style-type: none"> 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 締固め度は、10個の測定値の平均値X₁₀が規格値を満足しななければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X₃が規格値を満足しななければならないが、X₃が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X₆が規格値を満足していればよい。 1,000㎡未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000㎡につき1個追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 																																												
	施工	必須	① 現場密度の測定		<p>密度試験回数一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工面積・A (㎡)</th> <th>0 ≦A< 1,000</th> <th>1,000 ≦A< 2,000</th> <th>2,000 ≦A< 3,000</th> <th>3,000 ≦A< 4,000</th> <th>4,000 ≦A< 5,000</th> <th>5,000 ≦A< 6,000</th> <th>6,000 ≦A< 7,000</th> <th>7,000 ≦A< 8,000</th> <th>8,000 ≦A< 9,000</th> <th>9,000 ≦A< 10,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度試験回数 (A≦舗装、上・下層路盤)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>抽出する数</td> <td colspan="3">3</td> <td colspan="3">6</td> <td colspan="3">10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>規格値</td> <td colspan="3">X₃</td> <td colspan="3">X₆</td> <td colspan="3">X₁₀</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。 ※小規模工事は、異常が認められた場合を除き省略することができる。</p>	施工面積・A (㎡)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000	密度試験回数 (A≦舗装、上・下層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10			抽出する数	3			6			10				規格値	X ₃			X ₆			X ₁₀				<ul style="list-style-type: none"> 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 	
施工面積・A (㎡)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000																																									
密度試験回数 (A≦舗装、上・下層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10																																											
抽出する数	3			6			10																																												
規格値	X ₃			X ₆			X ₁₀																																												
			② プルーフローリグ	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		<ul style="list-style-type: none"> 全幅、全区間で実施する。 																																													

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
4 下層路盤	施工	その他	① 平板載荷試験	JIS A 1215		1,000m ² につき2回の割で行う。	・確認試験 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
			② 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m ² 以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300m ² 未満とする。 (なお、施工面積が300m ² 未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35t以上となつる場合は、中規模として扱うものとする。)		
			③ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下				
			④ 含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。				
5 上層路盤	材料	必須	① 修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m ² 以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300m ² 未満とする。 (なお、施工面積が300m ² 未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35t以上となつる場合は、中規模として扱うものとする。)	○	
			② 鉄鋼スラッグの修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	・MS・粒度調整鉄鋼スラッグ及びSHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m ² 以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300m ² 未満とする。 (なお、施工面積が300m ² 未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35t以上となつる場合は、中規模として扱うものとする。)	○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	必須	③ 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
			④ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
			⑤ 鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法 便覧 [4]-10	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
			⑥ 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
5 上層路盤	材料	⑦	鉄鋼スラッグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-12	1. 2Mpa以上(14日)	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 （なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○
			鉄鋼スラッグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-106	1. 50kg/L以上	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・MS：粒度調整鉄鋼スラッグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラッグに適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 （なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○
		①	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 （なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○
		その他						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
5 上層路盤	材料	その他	② 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前	中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○	
			① 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法(JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足しなければならぬが、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡未滿の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000㎡につき1個追加する。			
	施工	必須	その他	① 粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±15%以内	中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日) 小規模以下の工事：異常が認められたとき	中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
				② 粒度 (75 μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75 μmふるい：±6%以内			
				③ 平板載荷試験	JIS A 1215	1,000㎏につき2回の暫で行う。			
			④ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。			
			⑤ 含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。			

密度試験回数一覧表

施工面積:A(m ²)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000
密度試験回数 (A≦舗装、上・中層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10		
抽出する数	3			6			10			
規格値	X ₃			X ₆			X ₁₀			

※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。
※小規模工事は、異常が認められた場合を除き省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
6 アスファルト安定処理路盤	材料	①	アスファルト舗装に準じる						
			①	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-38	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
			②	骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上		・アスファルト舗装に適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○
7 セメント安定処理路盤	材料	③	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法 便覧 [4]-103	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下		・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
7 セメント安定処理路盤	施工	必須	① 粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日) ・小規模以下の工事：異常が認められたとき	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
			② 粒度 (75 μmフルイ)	JIS A 1102	75 μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：定期的又は随時 (1回～2回/日) ・小規模以下の工事：異常が認められたとき	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
			③ 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の93%以上。 X ₁₀ 95%以上 X ₆ 95.5%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	・締め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足しなければならぬ。 また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足しなければならぬが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡未滿の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000㎡につき1個追加する。		
		その他	① 含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
		その他	② セメント量試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-213、[4]-218	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき (1～2回/日)	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未滿あるいは、施工面積が300㎡未滿とする。 (なお、施工面積が300㎡未滿であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	

密度試験回数一覧表

施工面積:A (㎡)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000
密度試験回数 (A≦舗装、上・下層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10
抽出する数	3			X ₃			6			X ₆
規格値										X ₁₀

※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。
※小規模工事は、異常が認められた場合を除き省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
8 アス ファルト舗 装	材 料	必 須	① 骨材のふるい分け 試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○				
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	<ul style="list-style-type: none"> 表層・基層 表乾密度：2.45g/cm³以上 吸水率：3.0%以下 				○			
			③ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下					○		
			④ 粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下						○	
			⑤ ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。							○
			⑥ ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下							
	そ の 他	○	① ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	<ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○					
			② ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下			○				
			③ ファイラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-59	3%以下				○			
			④ ファイラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-61	1/4以下					○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
8 ア ス フ ア ル ト 舗 装	材 料	そ の 他	⑤ 製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○	
			⑥ 製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			
			⑦ 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下			
			⑧ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下			
			⑨ 粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			
			⑩ 針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4			
			⑪ 軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3			
			⑫ 伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・改質アスファルト：表3.3.3			
			⑬ トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4			
			⑭ 引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・セミプロローンアスファルト：表3.3.4			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認		
8 アス ファルト 舗 装	材 料	必 須	⑮ 薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ ポリマー改質アスファルト：表3.3.3 ・ セミプローションアスファルト：表3.3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・ 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・ 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 ・ (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○		
			⑯ 養蚕後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1					
			⑰ 密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 舗装用石油アスファルト：表3.3.1 ・ 3.3.3 ・ セミプローションアスファルト：表3.3.4					
			⑱ 高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-180	舗装施工便覧参照 ・ セミプローションアスファルト：表3.3.4					
			⑲ 60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-192						
			⑳ タフネス・テナンティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-244	舗装施工便覧参照 ・ 3.3.3					
			① 粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度				<ul style="list-style-type: none"> ・ 中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・ 小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○
			② 粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内基準粒度					○
			③ アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-238	アスファルト量 -0.9%以内					○
			④ 温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。				随時	○
そ の 他			① 水浸ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-57	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認		○		
			② ホイールトラック試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-39				○		
			③ ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-17				○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																																												
8 アスファルト舗装	舗設現場	必須	① 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X ₁₀ 96%以上 X ₆ 96%以上 X ₃ 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による。	<p>・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しななければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000m²未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000m²につき1個追加する。</p>	<p>・橋面舗装はコア採取しないのでAs合材量（プレート出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。</p> <p>・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m²以上とする。</p> <p>・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300m²未満とする。</p> <p>（なお、施工面積が300m²未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。）</p>																																													
			② 温度測定（初期締固め前）	温度計による。	110℃以上				測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。																																											
			③ 外観検査（混合物）	目視																																																
9 転圧コンクリート	材料	必須	① すべり抵抗試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-84	設計図書による																																															
			① コンシステンシー試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	<table border="1"> <caption>密度試験回数一覧表</caption> <thead> <tr> <th>施工面積：A (m²)</th> <th>0 ≤ A < 1,000</th> <th>1,000 ≤ A < 2,000</th> <th>2,000 ≤ A < 3,000</th> <th>3,000 ≤ A < 4,000</th> <th>4,000 ≤ A < 5,000</th> <th>5,000 ≤ A < 6,000</th> <th>6,000 ≤ A < 7,000</th> <th>7,000 ≤ A < 8,000</th> <th>8,000 ≤ A < 9,000</th> <th>9,000 ≤ A < 10,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度試験回数 (A₀:舗装、上・下層別)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>抽出する数</td> <td colspan="3">3</td> <td colspan="3">6</td> <td colspan="3">10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>規格値</td> <td colspan="3">X3</td> <td colspan="3">X6</td> <td colspan="3">X10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施工面積：A (m ²)	0 ≤ A < 1,000	1,000 ≤ A < 2,000	2,000 ≤ A < 3,000	3,000 ≤ A < 4,000	4,000 ≤ A < 5,000	5,000 ≤ A < 6,000	6,000 ≤ A < 7,000	7,000 ≤ A < 8,000	8,000 ≤ A < 9,000	9,000 ≤ A < 10,000	密度試験回数 (A ₀ :舗装、上・下層別)	3	4	5	6	7	8	9	10			抽出する数	3			6			10				規格値	X3			X6			X10				舗設車線毎200m毎に1回	
			施工面積：A (m ²)	0 ≤ A < 1,000	1,000 ≤ A < 2,000	2,000 ≤ A < 3,000	3,000 ≤ A < 4,000	4,000 ≤ A < 5,000	5,000 ≤ A < 6,000	6,000 ≤ A < 7,000	7,000 ≤ A < 8,000	8,000 ≤ A < 9,000	9,000 ≤ A < 10,000																																							
			密度試験回数 (A ₀ :舗装、上・下層別)	3	4	5	6	7	8	9	10																																									
			抽出する数	3			6			10																																										
規格値	X3			X6			X10																																													
② マーシャル突起固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案)	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%	<p>・締固め率は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが臨ましい。</p>																																																
③ ランマー突き固め試験		ランマー突き固め試験	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%																																																	
④ 含水比試験	JIS A 1203	JIS A 1203	設計図書による。																																																	
⑤ コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	JIS A 1106	設計図書による。				2回/日（午前・午後）で、3本1組/回。																																													

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 転圧コンクリート	材料	その他	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.22 設計図書による。	細骨材300m ³ 、粗骨材500m ³ ごとに1回、あるいは1回/日。 工事開始前、材料の変更時		○
			② 骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104	設計図書による。			
			③ 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。			
			④ 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地25%以下			
			⑤ 骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 スラグ細骨材 5.0%以下 砕砂 3.0%以下 (ただし、それ以外 (砂等) 3.0%以下 (ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下) 軟石量：5%以下			
			⑥ 粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下			
			⑦ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。			
			⑧ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			
			⑨ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下			
			⑩ 骨材中の比重1.95の液体に浮く粒子の試験	JIS A 1141	0.5%以下			
			⑪ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%未満 粗骨材：12%以下			
			⑫ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
9 転圧コンクリート	材料	その他	⑬ ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			⑭ 練混ぜ水の水質試験	上下水道及び水道以外の水の場 合： JIS A 5308(付属書C) 回収水の場合： JIS A 5308(付属書C)	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上下水道を使用している場合は試験に換え、上下水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 ・その原水は上下水道水及び上下水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
製造 (プラント)	その他	その他	① 計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミックストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			② ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合： コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。 またはレディーミックストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認	
9 転圧コンクリート	製造 (プラント)	その他	③ 細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○	
			④ 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上			
		施工	必須	① コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回(午前・午後)以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合に随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
				② マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験 法便覧 [3]-290 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
				③ ランマー突き固め試験					
				④ コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	<ul style="list-style-type: none"> 試験回数7回以上(1回は3個以上)の供試体の平均値(1回は3個以上)の場合、合格判定の試験値の平均値が所定の合格判定強度を上まわるものとする。 試験回数が7回未満となる場合は、①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上 	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回(材令28日)。		
				⑤ 温度測定(コンクリート)	温度計による。		2回/日(午前・午後)以上		
				⑥ 現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m ² に1回(横断方向に3箇所)		
				⑦ コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-300		1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定		
	10 グースアスファルト舗装	材料	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事：施工前、材料変更時 小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> 中規模とは、1層あたりの施工面積が300m²以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300m²未満とする。 (なお、施工面積が300m²未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○
② 骨材の密度及び吸水率試験				JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下			○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
10 グラス アスファルト 舗装	材料	必須	③ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 （なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○				
			④ 粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下							
			⑤ ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧3-3-17による。							
			⑥ ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下							
			その他	① 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121				30%以下	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 （なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。） 	○
				② 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122				損失量：12%以下			
	③ 粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126		軟石量：5%以下								

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認			
10 グラス アスファルト 舗装	材 料	その他	④ 針入度試験	JIS K 2207	15~30(1/10mm)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 規格値は、石油アスファルト（針入度20~40）にトリニダットレイクアスファルトを混合したものの性状値である。 中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○			
			⑤ 軟化点試験	JIS K 2207	58~68℃			○			
			⑥ 伸度試験	JIS K 2207	10cm以上 (25℃)			○			
			⑦ トルエン可溶分試験	JIS K 2207	86~91%			○			
			⑧ 引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	240℃以上			○			
			⑨ 蒸発質量変化率試験	JIS K 2207	0.5%以下			○			
			⑩ 密度試験	JIS K 2207	1.07~1.13g/cm ³			○			
			フロント	必須		① 貫入試験40℃		舗装調査・試験法 便覧 [3]-315	貫入量 (40℃) 目標値 表層：1~4mm 基層：1~6mm	配合毎に各1回。ただし、同一配合の材料100t未満の場合も実施する。	○
						② リュエール流動性試験240℃		舗装調査・試験法 便覧 [3]-320	3~20秒 (目標値)		○
						③ ホイールトラッキング試験		舗装調査・試験法 便覧 [3]-39	300以上		○
④ 曲げ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-69	破断ひずみ (-10℃、50mm/min) 8.0×10 ⁻³ 以上					○				
⑤ 粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	±12%以内基準粒度				・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1~2回/日	○				
⑥ 粒度 (75µmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	±5%以内基準粒度				・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	○				
⑦ アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：±0.9%以内					○				
⑧ 温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	アスファルト：220℃以下 石粉：常温~150℃				随時	○				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
10 グラス アスファルト 舗装	舗設現場	① 必須	温度測定（初転圧前）	温度計による。	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
			② 必須	土の締固め試験	JIS A 1210 舗装調査・試験法 便覧 [4]-155、 [4]-158	当初及び土質の変化したとき。		
11 路床安 定処理工	材料	① 必須	① 現場密度の測定※ 右記試験方法（2 種類）のいずれか を実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： JIS A 1214 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ： 突砂法（舗装調 査・試験法便覧 [4]-185）	設計図書による。	500 m^3 につき1回の割合で行う。但し、500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低 値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著 しく下回っている点が存在した場合、監督 員と協議の上で、（再）転圧を行うものとす る。	
				または、 RI計器を用いた盛 土の締固め管理要 領（案）	設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日 の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施 工面積を2管理単位以上に分割するものと する。1管理単位あたりの測定点数の目安 を下表に示す。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を 著しく下回っている点が存在した場合は、監 督員との協議の上で、（再）転圧を行うもの とする。	
その他	その他	② 必須	ブルーフローリン グ	舗装調査・試験法 便覧 [4]-210		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	荷重車については、施工時に用いた転圧機械 と同等以上の締固効果を持つローラやトラッ ク等を用いるものとする。	
			① 平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			② 現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行 う。		
			③ 含水比試験	JIS A 1203		降雨後または含水比の変化が認められたと き。		
		④ 必須	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [J]-227 (ハンゲルズレ-4)		ブルーフローリングでの不良箇所について 実施		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
12 表層安定処理工 (表層混合処理)	材料	その他	① 土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			① 現場密度の測定※ 右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: JIS A 1214 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 架砂法(舗装調査・試験法便覧[4]-185)	最大乾燥密度の90%以上。	300 m^3 につき1回の割で行う。ただし、300 m^3 未満の工事は1工事当り3回以上の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
	施工	必須	② プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が、最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500 m^2 未満：5点 ・500 m^2 以上1000 m^2 未満：10点 ・1000 m^2 以上2000 m^2 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			② プルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210	1 管理単位の現場乾燥密度の平均値が、最大乾燥密度の90%以上。 又は、設計図書による。	路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
13 固結工	施工	必須	① 平板載荷試験	JIS A 1215	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験	
			② 現場CBR試験	JIS A1222	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。		
			③ 含水比試験	JIS A 1203		ブルーフローリングでの不良箇所について実施。		
			④ たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-227 (ベンゲルメソッド、-4)	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを示す。	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたしい場合は監督員の指示による。	配合を定めるための試験である。	
			② ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
14 アンカー工	施工	必須	① モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日			
			② モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		繰りまぜ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。			
			③ 適性試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	<ul style="list-style-type: none"> 施工数量の5%かつ3本以上。 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。 	但し、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
			④ 確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)		<ul style="list-style-type: none"> 多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。 			
15 補強土壁工	材料	その他	① その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。		<ul style="list-style-type: none"> 定着時緊張力確認試験 残存引張力確認試験 リフトオンテスト 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。		
			① 土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。			
			② 外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				
		必須	③ コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				
			① 土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。			
			① 現場密度の測定※(右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。)	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: JIS A 1214 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法(舗装調査・試験法便覧[4]-185)	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合は適用)に適用する。 または、設計図書による。	1回500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
① 土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	設計図書による。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
15 補強土壁工	施工	②	現場密度の測定※ 右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
16 吹付工	材料	①	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		②	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021 JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。 絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材) -第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 吹付工	材料	その他	③ 骨材の微分分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			④ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			⑤ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○
			⑥ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			⑦ 骨材中の比重					
			⑧ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			⑨ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			⑩ ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 吹付工	材料	その他	① 練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1、7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			
製造 (プラント)	必須	その他	① 細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レデューミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			② 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
		その他	① 計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レデューミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			② ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレデューミクストコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができる。	
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
16 吹付工	施工	その他	① 塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後とにまたがる場合は、事前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1.試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が10m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502.503) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。	
			② スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
	必須		① コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、スラブベースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート (モルタル) を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキヤップングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
			① 空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質証明書等のみとすることができる。	
		②	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法砕工	材料	必須	① アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材) -第3部：銅スラグ骨材 JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材) -第4部：電気/硫酸化スラグ骨材) JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		○
			③ 骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下 細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下(砕砂およびスラグ骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			④ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			⑤ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			⑥ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
			⑦ 骨材中の比重					
			⑧ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法砕工	材料	その他	⑨ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
				JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			
				⑩ ポルトランドセメントの化学分析				
		⑪	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書 C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢1,7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書 C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上			
				JIS A 1111	設計図書による			
製造	必須		② 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		2回/日以上 1回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
		①	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
17 現場吹付法砕工	製造	②	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができるとする。	○
		③		連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下			○
施工	その他	①	スランブ試験（モルタル除く）	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができるとする。	
		①	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2005	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート（モルタル）を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキヤッピングを行う。1回に6本（σ7…3本、σ28…3本、）とする。	・参考値：14.7Mpa以上（材令28日） ・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またレディーミックスコンクリート工場（JISマーク表示認定工場）の品質証明書等のみとすることができるとする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
17 現場吹付法砕工	施工	その他	① 塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数(3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックストコンクリート工場、(JISマーケ表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502.503)または設計図書の規定により行う。		
			② 空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミックストコンクリート工場、(JISマーケ表示認定工場)の品質証明書等のみとすることができる。		
			③ ロックボルトの引き抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
			④ コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
			① 土の締め固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			② 土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。			
			③ 土粒子の密度試験	JIS A 1202					
			④ 土の含水比試験	JIS A 1203					
			⑤ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
18 河川土工	材料	必須 その他	⑤ 土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。				
			⑥ 土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説 JIS A 1217					
			⑦ 土の圧密試験						
			⑧ 土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					
			⑨ 土の透水試験	JIS A 1218					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
18 河川土 工	施工	① 必須	現場密度の測定※ 右記試験方法(2 種類)のいずれか を実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: JIS A 1214 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法(舗装調 査・試験法便覧 [4]-185)	最大乾燥密度の85%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和 度または空気間隙率の規定によること ができる。 【砂質土 (25 μm ふるい通過分 50%)】 空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50 μm ふるい通過 分)】 飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間 隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 m^3 に1回の割合、またはは堤体 延長20 m に3回の割合の内、測定頻度の高い 方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均 値で判定を行う。	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を 著しく下回っている点が存在した場合は、監 督員と協議の上で、(再)転圧を行うものと する。		
									②
19 道路土 工	材料	その他	① 土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	確認試験		
			② コーン指数の測定 舗装調査・試験法 便覧 [1]-216			トラフィックペリテイが悪いとき。	確認試験		
		必須	① 土の締めめ試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の 場合は除く)。 但し、法面、路肩部の土量は除く。			
			② CBR試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19 土工	材料	その他	① 土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			② 土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			③ 土の含水比試験	JIS A 1203				
			④ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			⑤ 土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			⑥ 土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			⑦ 土の圧密試験	JIS A 1217				
			⑧ 土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			⑨ 土の透水試験	JIS A 1218				
			⑩ 現場密度の測定※ 右記試験方法(2種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 突砂法 (掃査調査・試験法便覧 [4]-185)				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
道路土工	施工	①	現場密度の測定 ※右記試験方法 (2種類)のいずれかを実施する。	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法) ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフイカピリテイが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりに測定点数の目安を下表に示す。 ・500m ² 未満：5点 ・500m ² 以上1000m ² 未満：10点 ・1000m ² 以上2000m ² 未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。			
					舗装調査・試験法 便覧 [4]-210			路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラーやトラック等を用いるものとする。	
					JIS A 1215			各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	各車線ごとに延長40mについて1箇所の割で行う。	
					JIS A 1222			設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。	
					JIS A 1203				路体の場合、1,000m ³ につき1回の割合で行う。ただし、5,000m ³ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。	
		④	コーン指数の測定	舗装調査・試験法 便覧 [1]-216		必要に応じて実施 (例) トラフイカピリテイが悪いとき。				
		⑤	たわみ量	舗装調査・試験法 便覧 [1]-227 (ベンゲルメソッド)		ブルーフローリングでの不良箇所について実施				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
20 捨石工	①	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石 : 約2.7~2.5g/cm ³ ・準硬石 : 約2.5~2g/cm ³ ・軟石 : 約2g/cm ³ 未満	○				
							②	岩石の吸水率	JIS A 5006		500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石 : 5%未満 ・準硬石 : 5%以上15%未満 ・軟石 : 15%以上	○
							③	岩石の圧縮強さ	JIS A 5006		500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 参考値： ・硬石 : 4903N/cm ² 以上 ・準硬石 : 80.66N/cm ² 以上4903N/cm ² 未満 ・軟石 : 980.66N/cm ² 未満	○
	①	その他	JIS A 5006	うすべらかなもの、細長いものであつてはならない。	5,000m ³ につき1回の割で行う。但し、5,000m ³ 以下のものは1工事2回実施する。	500m ³ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 覆工コンクリート (NATM)	材料	① 必須	アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国産第35号、国空建第78号)J	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
		① その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。		○
		②	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材) -第3部：銅スラグ骨材 JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材) -第4部：電気/硫酸化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		③	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	40%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
21 覆工コンクリート (NATM)	材料	その他	④ 骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
			⑤ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			⑥ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。			○
			⑦ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。			○
			⑧ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	工事開始前、工事中1回/年以上および産地が変わった場合。		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			⑨ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上			○
			⑩ ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202					○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 覆工コンクリート (NATM)	材料	その他	⑪ 練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸気残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
	製造 (プラント)	その他	① 計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
				② ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下 空気量平均値からの差：10%以下 スランブ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。	小規模工種で1種工当りの総使用量が10m ³ 未満の場合は1工種1回以上。 またはレディミクストコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質保証書等のみとすることができる。
				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランブ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 覆工コンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他	③ 細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○
			④ 粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	① スランプト試験	JIS A 1101	スランプト5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプト8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 ・1回/日またはは構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m³ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。またはレディーミックスコンクリート工場 (JISマーク表示認定工場) の品質保証書等のみとすることができ。	
			② 単位水量測定		<p>1) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工してよい。</p> <p>2) 測定した単位水量が、配合設計士15kg/m³を超え±20kg/m³の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その後、配合設計士15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>3) 配合設計士20kg/m³の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならぬ。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計士20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計士15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができ。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計士の差の絶対値の小さい方で評価してよい。</p>	<p>100m³/日以上の場合；</p> <p>2回/日 (午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。</p>	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
21 覆工コート (NATM)	施工	③	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m3から150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個(σ7.0...3個、σ28.0...3個)とする。	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またはレディミックスコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質保証書等のみとすることができる。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に分かれる場合は、午前と1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JISCE502.503)または設計図書の規定により行う。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20~150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。またはレディミックスコンクリート工場(JISマーク表示認定工場)の品質保証書等のみとすることができる。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。			
			コンクリートの洗剤分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。			
その他	③	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等				
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504	設計基準強度	強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3カ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。			
		コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1カ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
22 吹付けコンクリート (NATM)	材料	必須	① アルカリ骨材反応対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国産第35号、国空建第78号) J	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。		○
			① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			② 骨材の単位容積質量試験	JIS A 1104		ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○
			③ 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下			○
			④ 骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラッグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラッグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)			○
			⑤ 砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと、濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		その他			試験となる砂の上部における溶液の色が標準溶液の色より濃い場合。		○	
			⑥ モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上			○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
22 吹付けコンクリート (NATM)	材料	その他	⑦ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○		
			⑧ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	細骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。 ただし、覆工コンクリートと同一材料の場合には省略できる。粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			⑨ 粗骨材の粒形判定実績率試験	JIS A 5005	55%以上	粗骨材は採取箇所または、品質の変更があるごとに1回。		○		
			⑩ セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			⑪ ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○		
			⑫ 練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場 合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
			⑬	回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			⑭	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディイミクスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
			製造 (プラント)	その他						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認					
22 吹付け コンクリート (NATM)	製造 (プラント)	その他	② ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の 差：5%以下 圧縮強度平均値からの差：7.5%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。 小規模工種で1種工当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。	○					
					空気量平均値からの差：10%以下 スランプ平均値からの差：15%以下 公称容量の1/2の場合 コンクリート中のモルタル単位容積 質量差0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差 5%以下								
					③				連続ミキサの場合： 土木学会規準 JSCE-I 502	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	○		
					④ 細骨材の表面水率試験				JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○
					⑤ 粗骨材の表面水率試験				JIS A 1125		1回/日以上。		○
施工	必須	①	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがえる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。						
			② コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-1999	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材命7日、28日(2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用すると同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間および28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキヤッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上。						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等 による確認
22 吹付けコンクリート (NATM)	施工	その他	① スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。	小規模工種で1種工当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上。	
			② 空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時		
			③ コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
23 ロックボルト (NATM)	材料	その他	① 外観検査 (ロックボルト)	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材質は製造会社の試験による。		○
			① モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	1) 施工開始前に1回 2) 施工中は、トンネル施工延長50mごとに1回 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
			② モルタルのフロー値試験	JIS R 5201		1) 施工開始前に1回 2) 性状に変化が見られたとき 3) 製造工場または品質の変更があるごとに1回		
24 路上再生路盤工	材料	必須	③ ロックボルトの引き抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による		掘削の初期段階は20mごとに、その後は50mごとに行う。1断面当たり3本均等に行う(ただし、坑口部では両側壁各1本)。		
			① 修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)	
			② 土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧参照 表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			③ 土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
		④ 土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
24 路上再生路盤工	材料	①	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
		②	ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中2回/月以上		○
	施工	①	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	<p>基準密度の93%以上。 X10 95.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上</p> <p>・締め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m²未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000m²につき1個追加する。</p>	<p>・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m²以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300m²未満とする。 (なお、施工面積が300m²未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p>		
		②	土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-68	<p>設計図書による。</p> <p>当初及び材料の変化時</p>			
		③	CAEの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-69			CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
		④	含水比試験	JIS A 1203		1~2回/日		

密度試験回数一覧表

施工面積 A (m ²)	0 ≤ A < 1,000	1,000 ≤ A < 2,000	2,000 ≤ A < 3,000	3,000 ≤ A < 4,000	4,000 ≤ A < 5,000	5,000 ≤ A < 6,000	6,000 ≤ A < 7,000	7,000 ≤ A < 8,000	8,000 ≤ A < 9,000	9,000 ≤ A < 10,000
密度試験回数 (A≦舗装、上・下層路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10
抽出する数	3			6			10			X10
規格値	X3			X6			X10			X10

※締め度は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。
※小規模工事は、異常が認められた場合を除き省略することができる。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																																										
25 路上表層再生工	材料	必須	① 旧アスファルト針入度	JIS K 2207		当初及び材料の変化時	十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。																																											
			② 旧アスファルトの軟化点																																															
			③ 既設表層混合物の密度試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91																																														
			④ 既設表層混合物の最大比重試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-229																																														
			⑤ 既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238																																														
			⑥ 既設表層混合物のふるい分け試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14																																														
			⑦ 新規アスファルト混合物	「アスファルト舗装」に準じる。																																														
施工	必須	① 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	<p>基準密度の96%以上 X10 98%以上 X6 98%以上 X3 98.5%以上</p> <p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならない。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000㎡につき1個追加する。</p> <p>密度試験回数一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工面積・A(㎡)</th> <th>0 ≤ A < 1,000</th> <th>1,000 ≤ A < 2,000</th> <th>2,000 ≤ A < 3,000</th> <th>3,000 ≤ A < 4,000</th> <th>4,000 ≤ A < 5,000</th> <th>5,000 ≤ A < 6,000</th> <th>6,000 ≤ A < 7,000</th> <th>7,000 ≤ A < 8,000</th> <th>8,000 ≤ A < 9,000</th> <th>9,000 ≤ A < 10,000</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>密度試験回数 (As舗装、上・下層別)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>抽出する数</td> <td colspan="3">3</td> <td colspan="3">6</td> <td colspan="3">10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>規格値</td> <td colspan="3">X3</td> <td colspan="3">X6</td> <td colspan="3">X10</td> <td>X10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。 ※小規模工事は、実常が認められた場合を除き省略することができる。</p>	施工面積・A(㎡)	0 ≤ A < 1,000	1,000 ≤ A < 2,000	2,000 ≤ A < 3,000	3,000 ≤ A < 4,000	4,000 ≤ A < 5,000	5,000 ≤ A < 6,000	6,000 ≤ A < 7,000	7,000 ≤ A < 8,000	8,000 ≤ A < 9,000	9,000 ≤ A < 10,000	密度試験回数 (As舗装、上・下層別)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	抽出する数	3			6			10			10	規格値	X3			X6			X10			X10	<p>空隙率による管理でもよい。 ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)</p>	
		施工面積・A(㎡)	0 ≤ A < 1,000	1,000 ≤ A < 2,000	2,000 ≤ A < 3,000	3,000 ≤ A < 4,000	4,000 ≤ A < 5,000	5,000 ≤ A < 6,000	6,000 ≤ A < 7,000	7,000 ≤ A < 8,000	8,000 ≤ A < 9,000	9,000 ≤ A < 10,000																																						
		密度試験回数 (As舗装、上・下層別)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10																																						
抽出する数	3			6			10			10																																								
規格値	X3			X6			X10			X10																																								
② 温度測定	温度計による。	110℃以上	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）																																														
③ かきほぐし深さ	「舗装再生便覧」付録-8に準じる。	-0.7cm以内	1,000㎡/毎																																															

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
25 路上表層再生工	施工	その他	① 粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内	適宜	目標値を設定した場合のみ実施する。			
			② 粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75μmふるい：±5%以内					
			③ アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：-0.9%以内					
26 排水性舗装工	材料	必須	① 骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○		
			② 骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS) 表乾比重：2.45以上 吸水率：3.0%以下			○		
			③ 骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下			○		
			④ 粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片：10%以下			○		
			⑤ ファイラーの粒度試験	JIS A 5008	「舗装施工便覧」3-3-2(4)による。			○		
			⑥ ファイラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下			○		
			① ファイラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下			<ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○
			② ファイラーのフロー試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-65	50%以下					○
			③ 製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-77	水浸膨張比：2.0%以下					○
			④ 粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	碎石・玉砕、製鋼スラグ (SS)：30%以下					○
⑤ 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	○							
⑥ 粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量：5%以下	○							
⑦ 針入度試験	JIS K 2207	40 (1/10mm) 以上	○							
⑧ 軟化点試験	JIS K 2207	80.0℃以上	○							

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認							
26 排水性 舗装工	材料	その他	⑨ 伸度試験	JIS K 2207	50cm以上 (15℃)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> ・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t以上となる場合は、中規模として扱うものとする。) 	○							
			⑩ 引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	260℃以上				○						
			⑪ 薄膜加熱質量変化率	JIS K 2207	0.6%以下				○						
			⑫ 薄膜加熱針入度残留率	JIS K 2207	65%以上				○						
			⑬ タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法 便覧 [2]-244	タフネス：20N・m テナシティ：15N・m以上				○						
			⑭ 密度試験	JIS K 2207					○						
			プラント	必須		① 粒度 (2.36mmフルイ)			舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○			
						② 粒度 (75 μmフルイ)			舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	75 μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数又は抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	○			
						③ アスファルト量抽出粒度分析試験			舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量：-0.9%以内		○			
						④ 温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)			温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時	○			
						その他					① 水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○
											② ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39		アスファルト混合物の耐流動性の確認	○
											③ ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17		アスファルト混合物の耐磨耗性の確認	○
											④ カンタプロ試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-111		アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認	○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
26 排水性 舗装工	舗設現場	必須	① 温度測定（初期締固め前）	温度計による。	140～160℃	随時	測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）		
			② 現場透水試験	舗装調査・試験法 便覧 [1]-122	X10 1,000mL/15sec以上 X10 300mL/15sec以上（歩道箇所）	1,000m ² ごと。			
			③ 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-97	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：設計図書による	<p>・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。</p> <p>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。</p> <p>・1,000m²未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000m²につき1個追加する。</p>	<p>・中規模とは、1層あたりの施工面積が300m²以上とする。</p> <p>・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300m²未満とする。</p> <p>（なお、施工面積が300m²未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。）</p>		
④ 外觀検査（混合物）	目視		随時						

密度試験回数一覧表

施工面積: A (m ²)	0 ≦A< 1,000	1,000 ≦A< 2,000	2,000 ≦A< 3,000	3,000 ≦A< 4,000	4,000 ≦A< 5,000	5,000 ≦A< 6,000	6,000 ≦A< 7,000	7,000 ≦A< 8,000	8,000 ≦A< 9,000	9,000 ≦A< 10,000
密度試験回数 (A=単層、上・下層計値)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10
抽出する数	3			6			10			10
規格値	X3			X6			X10			X10

※規格値は、施工面積に応じた密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。
※小規模工事は、異常が認められた場合を除き準拠することができず。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
27 プラント再生舗装工	材料	必須	① 再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14		再生骨材使用量500 t ごとに1回。		○
			② 再生骨材旧アスファルト含有量	舗装調査・試験法 便覧 [2]-238	3.8%以上			○
			③ 再生骨材旧アスファルト針入度	マージナル安定度試験による再生骨材の旧アスファルト性状判定方法	20(1/10mm)以上 (25℃)	再生混合物製造日ごとに1回。 1日の再生骨材使用量が500 t を超える場合は2回。 1日の再生骨材使用量が100 t 未満の場合には、再生骨材を使用しない日を除いて2日に1回とする。		○
			④ 再生骨材洗い試験で失われる量	舗装再生便覧	5%以下	再生骨材使用量500 t ごとに1回。	洗い試験で失われる量とは、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗前の75 μ mふるいにとどまるものと、水洗後の75 μ mふるいにとどまるものを気乾もしくは60℃以下の炉乾燥し、その質量の差からもとめる。	○
			⑤ 再生アスファルト混合物	JIS K 2207	JIS K 2207石油アスファルト規格	2回以上及び材料の変化		○
プラント	必須	① 粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法 便覧 [2]-14	2.36mmふるい： $\pm 12\%$ 以内 再アス処理の場合、2.36mm： $\pm 15\%$ 以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。	抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日 ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められるとき。 印字記録の場合：全数		○	
		② 粒度 (75 μ mフルイ)		75 μ mふるい： $\pm 5\%$ 以内 再アス処理の場合、75 μ m： $\pm 6\%$ 以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
		③ 再生アスファルト量	舗装調査・試験法 便覧 [4]-238	アスファルト量： $\pm 0.9\%$ 以内 再アス処理の場合、アスファルト量： -1.2% 以内 印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。			○	
その他		① 水浸マージナル安定度試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-57	設計図書による。		設計図書による。	耐水性の確認	○
		② ホイールトラッキング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-39				耐流動性の確認	○
		③ ラベリング試験	舗装調査・試験法 便覧 [3]-17					耐磨耗性の確認

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																																					
27 プラント再生舗装工	舗設現場	必須	① 外觀検査(混合物)	目視		随時																																							
			② 温度測定(初期締固め前)	温度計による。				測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)																																					
			③ 現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [3]-91	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上 再アス処理の場合、基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上(再アスしよりの場合は基準密度の93%以上)を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足しなければならぬ。また、10個の測定値が得難い場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足しなければならぬが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡未満の工事は、1工事につき任意の3個とし、別途1000㎡につき1個追加する。	・中規模とは、1層あたりの施工面積が300㎡以上とする。 ・小規模とは、基層および表層用混合物の総使用量が35 t 未満あるいは、施工面積が300㎡未満とする。 (なお、施工面積が300㎡未満であっても、基層及び表層用混合物の総使用量が、35 t 以上となる場合は、中規模として扱うものとする。)																																						
密度試験回数一覧表 <table border="1"> <tr> <td>施工面積: A (㎡)</td> <td>0 ≤A< 1,000</td> <td>1000 ≤A< 2,000</td> <td>2,000 ≤A< 3,000</td> <td>3,000 ≤A< 4,000</td> <td>4,000 ≤A< 5,000</td> <td>5,000 ≤A< 6,000</td> <td>6,000 ≤A< 7,000</td> <td>7,000 ≤A< 8,000</td> <td>8,000 ≤A< 9,000</td> <td>9,000 ≤A< 10,000</td> </tr> <tr> <td>密度試験回数 (Aを舗装、上・下階路盤)</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>抽出する数</td> <td colspan="3">3</td> <td colspan="3">6</td> <td colspan="3">X6</td> <td>X10</td> </tr> <tr> <td>規格値</td> <td colspan="3">X3</td> <td colspan="3">X6</td> <td colspan="3">X10</td> <td>X10</td> </tr> </table> ※規格値は、施工面積に記した密度試験回数により得られた結果のうち、値の低いものから順に抽出し、その平均値とする。 ※小規模工事は、実常が認められた場合を除き省略することができる。		施工面積: A (㎡)	0 ≤A< 1,000	1000 ≤A< 2,000	2,000 ≤A< 3,000	3,000 ≤A< 4,000	4,000 ≤A< 5,000	5,000 ≤A< 6,000	6,000 ≤A< 7,000	7,000 ≤A< 8,000	8,000 ≤A< 9,000	9,000 ≤A< 10,000	密度試験回数 (Aを舗装、上・下階路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	抽出する数	3			6			X6			X10	規格値	X3			X6			X10			X10
施工面積: A (㎡)	0 ≤A< 1,000	1000 ≤A< 2,000	2,000 ≤A< 3,000	3,000 ≤A< 4,000	4,000 ≤A< 5,000	5,000 ≤A< 6,000	6,000 ≤A< 7,000	7,000 ≤A< 8,000	8,000 ≤A< 9,000	9,000 ≤A< 10,000																																			
密度試験回数 (Aを舗装、上・下階路盤)	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10																																			
抽出する数	3			6			X6			X10																																			
規格値	X3			X6			X10			X10																																			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
28 工場製作工(鋼橋用鋼材)	材料	必須	① 外観・規格(主部材)	現物照合、帳票確認		現物とミルシートの整合性が確認できるところ。規格、品質がミルシートで確認できるところ。		○	
			② 機械試験(JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象とする材料は監督員と協議のうえ選定する。		
			③ 外観検査(付属部材)	目視及び計測					
29 ガス切断工	施工	必須	① 表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50 μ m以下 二次部材の最大表面粗さ 100 μ m以下 (ただし切削による場合は50 μ m以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2001) に規定する最大高さ粗さRzとする。		
			② ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあつてはならない 二次部材：1mm以下			ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。	
			③ スラッグ	目視	塊状のスラッグが点在し、付着しているが、こん跡を残さず容易にはく離するもの。				
			④ 上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
30 溶接工	施工	その他	① 平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
			② ベベル精度	計測器による計測					
			③ 真直度						
			① 引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもち工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
② 曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールであるいはスラッグ巻き込みであることが確認され、かつ亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2			○			
③ 衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶着金属および溶接熱影響部で母材の規格値以上(それぞれ3個の平均)。	試験片の形状：JIS Z 2242 Vノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3			○			
④ マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の個数：1			○			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30	溶接工	必須	⑤ 非破壊試験：開先溶接	JIS Z 3104	引張側：2類以上 圧縮側：3類以上	試験片の個数：試験片継手全長	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していない。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 	○
			⑥ マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があつてはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法および試験片の形状 試験片の個数：1	<ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.4溶接施工法図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 	○
			⑦ 引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は、235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	<p>なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。</p>	○
			⑧ 曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30	溶接工	施工	⑨ 突合せ継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならぬ。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあつてはならない。なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			⑩ 外観検査（割れ）	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJISZ 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			⑪ 外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視 ・ノギス等による計測	主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手には、ビード表面にビットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			⑫ 外観形状検査（ビード表面の凹凸）		ビード表面の凹凸は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			⑬ 外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編 表-解 18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
30 溶接工	施工	必須	⑭ 外観検査 (オーバーラップ)	・目視	あつてはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。		
			⑮ 外観形状検査 (すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びびのど厚は、指定すみ肉サイズ及びびのど厚を下回ってはならない。1 溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びびのど厚ともに-1.0mmの誤差を認める。	検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			⑯ 外観形状検査 (余盛高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げるの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛高さが以下に示す値を超える場合は、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。 ビード幅 (B [mm]) 余盛高さ (h [mm]) $B < 15 \quad ; \quad h \leq 3$ $15 \leq B < 25 \quad ; \quad h \leq 4$ $25 \leq B \quad ; \quad h \leq (4/25) \cdot B$			
			⑰ 外観形状検査 (アークスタツド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。 なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・クラックおよびスラグ巻込み：あつてはならない。 ・アンダーカット：するどい切欠状のアンダーカットがあつてはならない。 ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタツドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm) をこえてはならない。	外観検査の結果が不合格となったスタツドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタツドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行うものとする。	・余盛りが包囲していないスタツドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。	
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れなどの欠陥を生じないものを合格。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用鉄筋コンクリート管)	必須	外観	目視による	<p>【外観検査】</p> <p>(1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(管種の確認を行う)</p>	<p>(1)外観検査は全数について行う。</p> <p>(2)形状・寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
			形状・寸法(カラー及びゴム輪を含む)	JSWAS A-11による				
			外圧強さ	判定基準	検査項目			
			水密性	管軸方向のひび割れ	管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えない。			
			管周方向のひび割れ	管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。				
			管端面の欠損	管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用硬質塩化ビニル管)	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う) (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。 検査項目 判定基準 有害な傷 管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のもものは差し支えない) 滑らかさ 明らかな凹凸がないこと。 割れ 割れがないこと。 ねじれ 著しいねじれがないこと。 管の断面形状 管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。 実用上の真つすぐ	(1)外観・形状検査は全数について行う。 (2)寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びヒカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法	JSWAS K-Iによる				
			引張試験					
			扁平試験					
			負圧試験					
			耐薬品性試験					
			ヒカット軟化温度試験					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認														
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用リブ付硬質塩化ビニル管)	必須	外観・形状	目視による	<p>【外観検査】</p> <p>(1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(管種の確認を行う)</p> <p>(2)検査項目及び判定基準は次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害な傷</td> <td>管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のもものは差し支えない)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかな凹凸がないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> <tr> <td>管の断面形状</td> <td>管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。</td> </tr> <tr> <td>実用上の真つすぐ</td> <td>実用上、真つすぐであること。</td> </tr> </tbody> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のもものは差し支えない)	滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。	割れ	割れがないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。	実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。	<p>(1)外観・形状検査は全数について行う。</p> <p>(2)寸法、引張試験、扁平試験、耐薬品性試験及びヒカット軟化温度試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
			検査項目	判定基準																		
			有害な傷	管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。(かすり傷程度のもものは差し支えない)																		
			滑らかさ	明らかな凹凸がないこと。																		
			割れ	割れがないこと。																		
			ねじれ	著しいねじれがないこと。																		
			管の断面形状	管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならない。																		
			実用上の真つすぐ	実用上、真つすぐであること。																		
			寸法	JSWAS K-1による																		
			引張試験																			
扁平試験																						
負圧試験																						
耐薬品性試験																						
ヒカット軟化温度試験																						

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用強化プラスチック複合管)	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (管種の確認を行う)	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、外圧試験、耐薬品性試験、耐酸試験及び水密試験は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法	JSWAS K-2)による				
			外圧試験		判定基準 管の強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷があつてはならない。			
			耐薬品性試験		滑らかさ 明らかかな凹凸がないこと。			
			耐酸試験		管の断面形状 管の断面は、実用的に真円で、その両端面は管軸に対して直角でなければならぬ。			
			水密試験		実用上の真つすぐ 実用上、真つすぐであること。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用レジンコンクリート管)	必須	外観、形状及び寸法	目視による	<p>【外観検査】</p> <p>(1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。</p> <p>(管種の確認を行う)</p>	<p>(1)外観・形状検査は全数について行う。</p> <p>(2)寸法及び外圧強さ、水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。</p>		○
			外圧試験	JSWAS K-11による				
			水密性試験		<p>判定基準</p> <p>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合1/3以上)にわたるひび割れ</p>			
			耐酸性試験		<p>管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えない。</p>			
			吸水性試験		<p>管周方向のひび割れ</p> <p>管周方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。</p>			
			管端面の欠損		管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用ボックスカルバート)	必須	外観	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。	(1)外観検査は全数について行う。		○
			形状・寸法	日本下水道協会下水道用資器材Ⅱ類の規定による				
			外圧強さ		判定基準			
			水密性		検査項目 ひび割れ	有効長の1/4以上(有効長が1500mm及び1000mmの場合は、1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、有効長の1/4以下であっても有効長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えな		
			コンクリートの圧縮強度		端面の欠損	端面の表面積の3%以上が欠損していないこと。		
					外表面のあばた等	内外表面積の5%以上にあばた又は骨材の露出がないこと。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
31 管布設工(開削)	管渠材料(下水道用ダクタイル鋳鉄管)	必須	原管	JSWAS G-1による	[外觀検査] (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。		原管、内装、外装における形状・寸法及びコンクリートの圧縮強度は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 外觀検査は全数について行う。		○
			内装	目視による					
			外観	目視による	クラック	クラックがないこと。			
			形状・寸法	JSWAS G-1による	湯境	湯境がないこと。			
			コンクリートの圧縮強度		鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。			
					モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。			
						管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。			
						表面は実用的に滑らかであること。			
						異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。			
						塗装			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
31 管布設工(開削)	管渠材料(鋼管)	必須	外観	目視による	日本下水道協会 下水道用資器材Ⅰ類 の規定による JIS G 3443 JIS G 3451	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			形状・寸法							判定基準
			成分・機械的性質	実用的に真つすぐ						実用的に真つすぐであること。
			非破壊又は水圧	両端は管軸に対して直角						実用的に両端面は管軸に対して直角であること。
			塗装	有害な欠陥						はなほだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。
				仕上げ良好						鋼面が平滑に仕上がっていること。
			完成管	塗装及び塗覆装						管に良く密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
32 管推進工	管渠材料(下水道推進工法用鉄筋コンクリート管)	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。 判定基準 検査項目 管軸方向のひび割れ 管の長さ方向で管長の1/4以上(短管及び異形管の場合は1/3以上)にわたるひび割れがないこと。ただし、管長の1/4以下であっても管長の1/10程度のひび割れが複数あつてはならない。ここで、ひび割れとは、乾燥収縮に伴い、ごく表面上に発生するひび割れをも含むものであり、直線性のものを指す。また、かめの甲状のひび割れは指し支えない。 管周方向のひび割れ 管周の方向で、管周の1/10以上にわたるひび割れがないこと。 管端面の欠損 管端面の平面積の3%以上が欠損していないこと。ただし、シール材に係る部分についての欠損はないこと。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、外圧強さ、コンクリートの圧縮強度及び水密性は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法(カラー及びゴム輪含む)	JSWAS A-2又はA-6による				
			外圧強さ					
			コンクリートの圧縮強度					
			水密性					

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
32 管推進工	管渠材料（下水道推進工法用ダクタイル鋳鉄管）	必須	原管	JSWAS G-1による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。			
			外観	JSWAS G-1による	クラック	クラックがないこと。		
							形状・寸法	原管
			外装	JSWAS G-1による	鑄巣	手直しの範囲を超えるものは不可とする。		
					形状・寸法	完成管	モルタルライニング	有害なひび割れがないこと。
			形状・寸法	完成管			管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。	管の受け口内面にモルタルが付着していないこと。
					形状・寸法	完成管	表面は実用的に滑らかであること。	表面は実用的に滑らかであること。
			形状・寸法	完成管			塗装	異物の混入塗りむらなどがなく、均一な塗膜であること。

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
32 管推進工	管渠材料(鋼管)	必須	外観	目視による	日本下水道協会 下水道用資器材Ⅰ類 の規定による JIS G 3444	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、成分・機械的性質等は日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	
			形状・寸法					
			成分・機械的性質					
			非破壊又は水圧					
			塗装					
			原管	検査項目 判定基準 実用的に真つすぐであること。				
				実用的に真つすぐと。				
				実用的に両端面は管軸に対して直角であること。				
				有害な欠陥 はなほだしい接合部の目違い、アンダーカット、溶接ビートの不整がないこと。				
			完成管	仕上げ良好 管に良く密着し、実用上平滑で、有害なふくれ、へこみ、しわ、たれ、突部、異物の混入などがないこと。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																																	
33 シールド工	管渠材料(シールド工用標準コンクリート系セグメント)	必須	外観及び形状、寸法検査	JSWAS A-4による	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。																																			
			水平仮組検査						〔外観検査〕(下水道協会規格外) (1)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。																															
			性能検査										(1)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。																											
			継手曲げ試験														(1)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。																							
			ジャッキ推力試験																		(1)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。																			
			つり手金具引抜き試験																						(1)有害なひび割れ、隅角部、の破損等が無いこと。 (2)形状・寸法、水平仮組、性能に関する規格値は、JSWAS A-4の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。															
			材料検査																										JSWAS A-3による	〔外観検査〕(下水道協会規格) (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする (2)有害な曲がり、そり等が無いこと。	(1)外観検査は全数について行う。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組についての検査は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。 (3)性能検査は設計図書のためによる。										
			形状・寸法及び外観検査																															(1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。						
			溶接検査																																			(1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。		
			水平仮組検査																																						
性能検査	(1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。																																							
ジャッキ推力試験					(1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。																																			
単体曲げ試験									(1)有害な曲がり、そり等が無いこと。 (2)材料、形状・寸法、溶接、水平仮組に関する規格値は、JSWAS A-3の規定による。	(1)外観検査は全数について行う。																															

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認				
34 マンホール設置工	管架材料(組立マンホール側塊)	必須	外観	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。 判定基準 検査項目 有害な傷 側塊は、強度や耐久性に悪影響を及ぼす傷がないこと。 滑らかさ 側塊には、組骨材が突き出しているたり、抜け出した跡がなく、仕上げ面が極度に凹凸になっていないこと。 端面の欠損 側塊の端面は、その面積の3%以上が欠損していないこと。 端面の形状 側塊の端面は平滑であり、側塊の軸方向に対して、実用上支障のない直角であること。	(1) 外観検査は、全数について行う。 (2) 形状・寸法、耐荷力、水密性及びコンクリートの圧縮強さは日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。						
			形状・寸法	日本下水道協会下水道用資器材Ⅱ類の規定による JIS G 5372								
			耐荷力									
			水密性									
			コンクリート圧縮強さ									
			外観・形状	目視による					【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害な傷が無く、外観がよいこと	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法・構造、材質試験、荷重たわみ試験及び耐荷重試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		
			寸法・構造	JISWAS G-4による								
			材質試験									
			荷重たわみ試験									
			耐荷重試験									

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認										
34 マンホール設置工	管架材料(マンホール足掛け金物)	必須	外観	目視による	〔外観検査〕 被覆材は有害なわれ、破損等が無いこと。	外観検査は、全数について行う。		○										
			形状・寸法		品質を判定できる資料又は試験成績表を提出する。	(1)芯材 JIS G 4303(SUS403,SUS304), JIS G 3507(SWRCH12R), JIS G 3539(SWCH12R) の規格に適合すること。												
			材質															
	管架材料(下水道用塩化ビニル製小型マンホール)	必須	外観・形状	目視による	〔外観検査〕 (1)日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	<table border="1"> <tr> <th>検査項目</th> <th>判定基準</th> </tr> <tr> <td>有害な傷</td> <td>マンホールの損さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷あつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)</td> </tr> <tr> <td>滑らかさ</td> <td>明らかでないこと。</td> </tr> <tr> <td>割れ</td> <td>割れがないこと。</td> </tr> <tr> <td>ねじれ</td> <td>著しいねじれがないこと。</td> </tr> </table>	検査項目	判定基準	有害な傷	マンホールの損さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷あつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)	滑らかさ	明らかでないこと。	割れ	割れがないこと。	ねじれ	著しいねじれがないこと。	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビッカート軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。	○
			検査項目	判定基準														
			有害な傷	マンホールの損さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷あつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)														
			滑らかさ	明らかでないこと。														
			割れ	割れがないこと。														
			ねじれ	著しいねじれがないこと。														
			寸法	JSWAS K-9による。 内ふたは、 JSWAS K-7、 防護ふたは、 JSWAS G-3 による。														
引張試験																		
荷重試験																		
負圧試験																		
耐薬品性試験																		
ビッカート軟化温度試験																		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
35 ます設置工	管渠材料（下水道用鋳鉄製防犯ふた）	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 有害なさびが無く、外観がよいこと	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、荷重たわみ試験、耐荷重試験及び材質試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			寸法	JSWAS G-3による					
			荷重たわみ試験						
			耐荷重試験						
			材質試験						
	管渠材料（下水道用硬質塩化ビニル製ます）	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1) 日本下水道協会「認定標準」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2) 検査項目及び判定基準は次のとおり。	(1) 外観・形状検査は、全数について行う。 (2) 寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及びビッカート軟化温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○	
			寸法	JSWAS K-7による。 防犯ふたは、 JSWAS G-3、 立上がり部は、 JSWAS K-1 による。					
			引張試験	検査項目 有害な傷					判定基準 マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷あつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)
			荷重試験	滑らかさ					明らか凹凸がないこと。
			負圧試験	割れ					割れがないこと。
耐薬品性試験	ねじれ	著しいねじれがないこと。							
ビッカート軟化温度試験									

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
35 ます設置工	管渠材料（下水道用ポリプロピレン製ます）	必須	外観・形状	目視による	【外観検査】 (1)日本下水道協会「認定標章」の表示があること。もしくは、同等以上の材料とする。 (2)検査項目及び判定基準は次のとおり。	判定基準 マンホールの強さ、水密性及び耐久性に悪影響を及ぼす傷あつてはならない。 (かすり傷程度のものは差し支えない)	(1)外観・形状検査は、全数について行う。 (2)寸法、引張試験、負圧試験、耐薬品性試験及び荷重たわみ温度試験は、日本下水道協会発行の「検査証明書」の写しによる。		○
			寸法	JSWAS K-8による。 防護ふたは、 JSWAS G-3、 による。					
			引張試験		滑らかさ	明らかかな凹凸がないこと。			
			荷重試験		割れ	割れがないこと。			
			負圧試験		ねじれ	著しいねじれがないこと。			
			耐薬品性試験						
			荷重たわみ温度試験						